

**青梅市国民健康保険新型コロナウイルス感染症にかかる傷病
手当金の支給に関する条例の一部を改正する条例**

上記の議案を提出する。

令和3年2月18日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行いたいので、この条例案を提出いたします。

**青梅市国民健康保険新型コロナウイルス感染症にかかる傷病
手当金の支給に関する条例の一部を改正する条例**

青梅市国民健康保険新型コロナウイルス感染症にかかる傷病手当金の支給に関する条例(令和2年条例第14号)の一部を次のように改正する。

第1条中「新型コロナウイルス感染症」の次に「(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。以下同じ。)」を加える。

第2条第1項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する」を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。